

寒川町基準該当事業所の登録等に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ （特例介護給付費の代理受領） 第7条 基準該当事業者は、あらかじめ法第30条第1項第2号の規定に該当する場合に支給する特例介護給付費の代理受領について、寒川町特例介護給付費代理受領申出書（第5号様式）により町長に申し出ている場合において、支給決定障害者等が基準該当障害福祉サービスを受けたとき（当該支給決定障害者等が当該基準該当事業者に、<u>法第22条第5項</u>に規定する障害福祉サービス受給者証を提示したときに限る。）は、当該支給決定障害者等の委任に基づき、当該支給決定障害者等が支払うべき当該基準該当障害福祉サービスに要した費用について、特例介護給付費として当該支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。	～ 略 ～ （特例介護給付費の代理受領） 第7条 基準該当事業者は、あらかじめ法第30条第1項第2号の規定に該当する場合に支給する特例介護給付費の代理受領について、寒川町特例介護給付費代理受領申出書（第5号様式）により町長に申し出ている場合において、支給決定障害者等が基準該当障害福祉サービスを受けたとき（当該支給決定障害者等が当該基準該当事業者に、<u>法第22条第8項</u>に規定する障害福祉サービス受給者証を提示したときに限る。）は、当該支給決定障害者等の委任に基づき、当該支給決定障害者等が支払うべき当該基準該当障害福祉サービスに要した費用について、特例介護給付費として当該支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、支払を受けることができる。
～ 略 ～ 5 基準該当事業者は、その提供した基準該当障害福祉サービスについて、第1項の規定により当該基準該当障害福祉サービスの利用者である支給決定障害者等に代わって特例介護給付費の<u>支払い</u>を受ける場合は、当該基準該当障害福祉サービスを提供した際に、当該支給決定障害者等から法第29条第3項の<u>厚生労働大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）から当該基準該当事業者に支払われる特定介護給付費の額を控除して得た額の<u>支払い</u>を受け	～ 略 ～ 5 基準該当事業者は、その提供した基準該当障害福祉サービスについて、第1項の規定により当該基準該当障害福祉サービスの利用者である支給決定障害者等に代わって特例介護給付費の<u>支払</u>を受ける場合は、当該基準該当障害福祉サービスを提供した際に、当該支給決定障害者等から法第29条第3項の<u>主務大臣</u>が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害福祉サービスに要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に基準該当障害福祉サービスに要した費用の額）から当該基準該当事業者に支払われる特定介護給付費の額を控除して得た額の<u>支払</u>を受け

るものとする。

～略～

るものとする。

～略～

附 則

この規則は、公布の日から施行する。